

栗東市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 24 日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 里内 英幸

1. 監査の種類及び根拠

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

2. 監査の対象及び監査期日

（現地監査）

大宝西小学校 令和 8 年 8 月 6 日（木）

栗東西中学校 令和 8 年 8 月 6 日（木）

（書類審査）

上記以外の市立小学校・中学校、事務支援センター

3. 監査にあたった監査委員

大橋 慎一

里内 英幸

4. 監査の着眼点と実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、事前に提出を求めた監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合をしながら審査を実施した。また、事業の実施状況等について学校関係者から説明を聴取し監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の範囲内においては、予算の執行及び財務に関する事務は概ね適正に執行されていると認められた。

軽微な注意事項については先に関係職員に通知したため記述を省略するが、引き続き公正かつ適正な事務の執行に留意されたい。

所見事項は以下のとおりである。

消耗品や備品の購入にかかる業者選定については、市内本支店を原則とし、特定の業者に偏らない予算執行に努められたい。

また、学校における財務事務については、今後も適正に執行するため、教職員間で情報共有を図り、正確・迅速・丁寧な事務処理を目指して、合理的かつ効率的に取り組まれない。

さらに、教職員の長期休暇に伴う代替職員の確保にあたっては教育委員会と協力し、児童・生徒に影響が出ないように努めるとともに、教職員の働き方改革を一層推進し、事務の効率化を通じて教職員が本来の業務に専念できる時間の確保に努められたい。

以上